

子ども・子育て政策を強力に推進するための提言

次の世代に持続可能で夢や希望を描くことができる未来を引き継いでいくためには、子ども・子育て政策の重要性は大きく、子ども・若者や子育て世帯への支援とそれを支える方々への支援の両面で国と地方が強力に連携し、今を生きる子どもや若者、これから生まれてくる子どもの希望する選択を社会全体で全力で応援する姿勢を強く打ち出していかなければならない。

新政権の下、地方同士が子どもや若者を奪い合うことなく、全ての子ども・若者や子育て世帯が、全国のどこに住んでいても、全てのライフステージにおいて幅広く子育て・子育て支援を受けられる環境がより一層整備されるよう、こどもまんなか実行計画に掲げる各施策について不断の強化・改善を図ることはもとより、以下の項目について対策を講じられたい。

記

1. 子ども・子育て政策の早期かつ着実な実施について

- 子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで、効果的なものとなることから、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。
- こども・子育て支援加速化プランを支える安定的な財源確保のための子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。また、子ども・子育て支援納付金について、低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うとともに、制度導入に伴うシステム改修費等の必要な経費についても、財政的支援を講じること。さらに、歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。

2. 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革について

- こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消も含め、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、子どもの意見表明に係る環境整備や民間の設備設置等に係る補助の充実等、地方が行う取組への支援を強化すること。
- 価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、家庭生活や家族の大切さについて考える機会をつくとともに、

妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、発達段階に合わせたライフデザイン教育やライフプランニング教育、キャリア教育、プレコンセプションケア（若い世代が将来のライフプランを考へて日々の生活や健康に向き合うこと）、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対する理解促進を全国的に進めること。

- ・ 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について、理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、子どもたちが社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育むため、安全で安心して過ごせる子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた独自の取組に対して安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- ・ 子どものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化するため、子ども・若者が自由に移動できるよう、公共交通の維持・活性化やノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。

3. 多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境等の整備について

- ・ 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・子育て等と仕事を両立することができる仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を充実すること。

4. 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化について

- ・ 国主導により、結婚や妊娠・出産、子育てに関する若い世代の認識や意見等を勘案した具体的方策の検討を速やかに行い、それぞれの希望をかなえる環境づくりを更に大胆に推進すること。特に、未婚化・晩婚化対策の重要性を明確に打ち出し、より一層支援の強化を図ること。
- ・ 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- ・ 児童手当の制度改正に伴う事務費等の負担増に対して、令和7年度以降も継続的な補助制度の創設等による財政支援を行うこと。
- ・ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象の18歳までの引上げ及び軽減割合の拡充を図ること。

- ・ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する地方自治体への財政的支援を行うこと。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。
- ・ 学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮し、国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を早期に示すこと。
- ・ 家庭の環境や経済状況に関わらず、子どもが希望する教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や高等教育の修学支援新制度について、所得制限や支給制限の撤廃など支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国の責任と財源において確実に授業料の無償化を進めること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。また、高校生等奨学給付金の拡充等、教育費の更なる負担軽減を図ること。さらに、大学院段階での導入が予定されている授業料後払い制度について、学部段階での導入についても検討すること。
- ・ 子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動に対して積極的に支援すること。

5. 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上について

- ・ 里帰り期間中も含め、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実施など、妊産婦や新生児、乳幼児への相談支援や検査・健診の全国一律の制度設計を引き続き行うとともに、その実施に当たっては、市町村の実情に応じた柔軟な運用を可能とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。併せて、産科・小児科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在を解消するため、不足する診療科に対応する地域枠の別枠創設などによる医療人材の確保対策を講じるとともに、産科・小児科等への地域の実情に応じた財政的支援を強化すること。
- ・ 心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
- ・ 人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、施設種別や設置者の別を問わず、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等のキャリアアップ研修の充実や研修受講に伴う代替職員の配置など、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。
- ・ 保育士等の負担軽減を図りつつ、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズにも柔軟に対応できるよう、保育士等の他産業と遜色ない水準までの更なる処遇改善や、保育士修学資金貸付等事業の継続・拡充、潜在保育士の再就職支援等の推進、保育士等の離職防止のための職場環境の改善、保育現場の魅力向上につながるポジティブキャンペーンの展開等により人材確保を

強力に進めること。また、経過措置を設けた上で、1歳児の職員配置基準の改善を早期に行うとともに、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等を創設すること。加えて、保育所や認定こども園と同様、幼稚園教諭の配置基準を見直した上で、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の国庫補助単価の改善を図ること。

- 保育士等の処遇改善をより一層推進するため、公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、現行を超える給付水準を確保すること。その際、地域間の物価水準等を考慮するとともに、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮すること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。
- 人口減少地域においては、利用児童の減少や物価高等により将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、公定価格を見直すとともに、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援の充実を図ること。
- 医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。また、公定価格に看護師や調理員等の配置加算を創設・拡充するなど、保育所等における看護師等の配置促進に向けた財政措置を講じること。
- 就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体の施設整備事業が確実かつ円滑に実施できるよう、早期の補正予算対応により令和6年度予算枠を確保するとともに、施設整備に遅れが生じないように、実施設計の事前着手を認めるなど柔軟な対応を可能とすること。また、令和7年度当初予算編成に当たっては、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。併せて、障害児者の多機能型事業所の施設整備に係る一体的実施については、申請時期や予算区分、内示見込み等を省庁間であらかじめ調整するなど、各自治体が計画的に整備事業を実施できるよう、採択に当たってのルールを明確にすること。
- 児童福祉施設等の安全対策を推進するため、全ての施設の耐震診断費用を助成対象とするとともに、耐震改修費用の補助率の引上げや地方財政措置の拡充など、更なる財政支援を行うこと。
- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、全国一律の制度とせず、保育人材の不足等地域の実情に応じて、開始時期や対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応できる制度設計とするとともに、市町村や施設が円滑に取り組めるよう、事業運営に必要な財政措置を講じること。
- 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保、学習環境の整備を図るため、国の責任において通信ネットワークの増強を含む施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保すること。また、放課後児童支援員等の資質向上のための研修体系の整備や処遇改善に係る補助の拡充や補助

要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。さらに、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。

- ・ 教職員の勤務環境の改善及び教育の質の向上を図るため、教職員定数の一層の改善及び支援スタッフの配置の充実を図ること。特に、小学校の教科担任制を推進するための計画的な定数の拡充及び部活動指導員等の外部人材の活用に向けた財政措置の拡充を図ること。また、教員に優れた人材を確保するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法や学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨、教員の長時間労働の実態等を踏まえ、教職調整額の引上げのための法改正を含め、教員の処遇を抜本的に改善すること。さらに、不登校やいじめ、特別支援教育などの学校全体の取組に中核的な役割を担う教員や学級担任など、職責や負担に応じた処遇の改善を行うこと。
- ・ 子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、GIGAスクール構想で整備された端末の更新や校内外通信ネットワーク環境の維持・改善に係る費用について、全校種を対象とし、国の責任と財源で確保すること。加えて、放課後児童クラブ等の放課後の児童生徒の居場所においても端末を活用した家庭学習が行えるよう、通信ネットワークの増強を含む環境整備に必要な財政措置を講じること。
- ・ 義務教育においては、教員が児童生徒の確かな学力の育成やつまずきへの対応等に時間を十分確保できるよう、学習指導要領を見直すこと。

6. 困難な環境にある子どもたちへの支援強化について

- ・ いじめや不登校などの困難な環境にある子どもたち、ヤングケアラーや医療的ケア児、日本語指導が必要な子どもたちへの支援を総合的に推進するため、教育支援センターやNPO、フリースクールなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。その際、不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。また、加配の更なる拡充など児童生徒の支援に向けた教職員定数の一層の改善を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- ・ 児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、SV職員や一時保護に従事する職員、市町村相談員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。さらに、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。
- ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。
- ・ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生及び高校生

の学習塾費用についても実費での支援とするとともに、大学生等多様な人との交流事業なども幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。

- ・ 外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学を促進するために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備拡充、教材等の開発、日本語指導に対応できる教員の養成に必要な措置を早急に講じること。とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう、十分な予算を確保すること。
- ・ 非行少年等であって、更生保護や社会的養護等の各種制度の支援対象から外れる少年について、立ち直りを支援する制度を創設すること。
- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等必要な支援措置を講じること。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援等、その家族等の負担軽減に資する財政支援を拡充すること。
- ・ 物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないように、重点的に生活指導や学習支援に取り組むための十分な財政措置を講じること。また、食事の提供や相互交流等の活動を行う民間団体に対する補助基準額の拡充や補助率の引上げを行うとともに、こうした活動に子どもたちが容易にアクセスできるよう、交通費や送迎体制の整備など移動に要する費用への財政支援を拡充すること。
- ・ 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額逡減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

令和6年11月25日

全国知事会